

八王子市調査広聴等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政世論調査、市政モニター等に係る調査項目等を全庁的視点から検討を行うため、八王子市調査広聴等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 市政世論調査、市政モニター等に係る調査項目に関する事。
- (2) 市政世論調査、市政モニター等に係る調査方法に関する事。
- (3) 市政世論調査、市政モニター等の実施に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総合経営部長、副委員長は都市戦略部長とする。
- 3 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

行財政改革部長

市民活動推進部長

総務部長

財務部長

福祉部長

産業振興部長

環境部長

都市計画部長

まちなみ整備部長

生涯学習スポーツ部長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を総理し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、広聴課が処理する。

附則

この規定は、平成11年12月28日から施行する。

平成12年 4月 1日改正 平成13年 3月 1日改正

平成15年 8月19日改正 平成24年 4月 1日改正

平成25年 8月26日改正 平成30年 1月17日改正